

四日市市告示 第488号

地方自治法施行令第158条第1項の規定により、市民課において歳入金の収納事務を委託したので、次のとおり告示します。

平成30年9月27日

四日市市長 森 智広

委託する事務	委託を受ける者
戸籍等手数料の収納事務	株式会社エイジェック名古屋オフィス
住民登録等手数料の収納事務	
印鑑証明等手数料の収納事務	
個人番号カード等交付手数料の収納事務	
納税証明等手数料の収納事務	
斎場使用料の収納事務	

契約期間 平成30年10月1日から平成33年9月30日まで